

通販の

定期購入トラブルにご注意を!



インターネットやSNS上で「初回お試し無料!」「初回送料のみ! 実質0円!」など、低価格での販売をうたう健康食品や化粧品の広告を見たことはありませんか?

『1回だけお試しなら...』と注文してみると、実は決められた回数購入しないと行けない定期購入だった...というトラブルが増加しています。

事例①

SNSの広告で、健康食品が「1回〇〇円でお試し!」とあったので注文したところ、定期購入だった。解約を申し出たら、通常価格での代金を請求された。



事例②

ネット広告で化粧品を定期購入した。1回目の商品は届き、2回目以降は解約したいと連絡したら、中途解約は違約金が必要だと言われた。



このようなトラブルの背景に...

低価格である事が目立ち 『定期購入品である』『途中解約はできない』
など、購入の条件が分かりにくい広告が多いためと考えられます。



とくていしょうとりひきほう 特定商取引法の改正

●特定商取引法とは?・・・通信販売や訪問販売など、特定の販売方法に関するルールを定めた法律
定期購入トラブルの増加をふまえ、特定商取引法が改正され、通信販売の広告に関しては『定期購入であること』『金額』『契約期間』『その他販売条件』を表示する義務が新たに追加されました。

(平成29年12月1日施行)

★法律の改正によって、今後わかりにくい広告は減ると考えられますが、通信販売で健康食品など購入する際は『定期購入ではないか』『途中解約できるのか』など、契約内容をしっかり確認しましょう!

消費生活センター



●開催日時●

毎週月～金曜日 午前9時30分～午後4時
(正午～午後1時は昼休み)
※予約不要

●場 所● 市役所2階 消費生活相談室

多重債務問題に関する無料法律相談窓口

●開催日時●

毎月第3木曜日 午後1時～午後4時(一人30分程度)
※予約申し込みが必要です

●場 所● 市役所2階 201会議室

<問い合わせ・相談予約申し込み>

産業振興課 092-921-2121 (☎内線440)